

## 特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会（JEMEA）調達規程

### （目 的）

第1条 この規程は特定非営利活動法人日本電磁波エネルギー応用学会（JEMEA）が、その活動に必要な物品の調達等に関する取扱いを適正かつ円滑にするため必要な手続きについて定める。

### （調達の種類）

第2条 この規程における調達等とは、物品の購入・受贈・借入・修理・保守、コンピュータソフト等の継続利用、その他これらに準ずるもの（以下、調達等という）をいう。

### （調達価額）

第3条 この規程による調達価額は物品の取得の場合は取得価額とし、期間を定めて契約するものについては契約期間の支払総額をもって調達価額とする。

### （調達の依頼）

第4条 調達の依頼は以下のとおりとする。

物品名、型、数量、メーカー、希望納期、概算金額、その他必要事項を記載した調達依頼書を事務局担当者へ提出するものとする。

### （立替払いの例外）

第5条 請求書払いができない場合など、やむを得ない理由がある場合は、前条にかかわらず、事前に電話・メール・ファックスなどで事務局に連絡の上、5万円(税込)を限度に立替払いにより調達等を行うことができる。この場合においても事後に前条及び第11条 の手続きを行い、立替払いの精算に際しその理由を明示しなければならない。

### （事務局担当者の職務）

第6条 事務局担当者は、第3条各号の調達等の依頼を受けた場合、予算の有無、当該物品の在庫の有無、数量の適否等を確認し、決裁を経て発注手続きを行い又は在庫品の引渡しをするものとする。

### （決裁）

第7条 物品の調達等における価格、品質等は経済性、利便性等を前提にして選定した適正な見積書等の関係書類を添付し、決裁を得た後、契約の締結等必要な手続きをとらなければならない。ただし、調達価格が5万円(税込)以下の調達等については、見積書の添付を省略することができる。

2 決裁権者は、次のとおりとする。

- (1) 調達価格が1件につき5万円(税込)以下の場合、法人事務局長までの決裁とする。
- (2) 調達価格が1件につき5万円(税込)を越え100万円(税込)以下の場合、理事長までの決裁とする。
- (3) 調達価格が1件につき100万円(税込)を超える場合は、理事会での決裁とする。

(取引業者の選定)

第8条 取引業者の選定は、事業経歴、信用、経験、技術等について調査し、事項以下により選定しなければならない。

- 1 調達価格が1件につき5万円(税込)以下の場合、法人事務局長が選定する。
- 2 調達価格が5万円(税込)を越え40万円(税込)以下の場合、業者による見積価格をもとに理事長の承認を得た後、法人事務局長が選定する。
- 3 調達価格が40万円(税込)を越え100万円(税込)以下の場合、複数の業者による見積価格をもとに理事長が選定する。
- 4 調達価格が100万円(税込)を超える場合は、三者以上による入札による見積価格をもとに理事会が選定する。
- 5 特別な理由がある場合は、前各項にかかわらず随意契約によることができる。

(契約)

第9条 調達価格が40万円(税込)を越える場合は、第8条に基づく選定後、契約書を交わす事とする。

(発注)

第10条 調達依頼物品の発注は、第7条 第2項の決裁終了後に発注するものとする。

(発注手続きの例外)

第11条 調達等の必要が緊急を要する場合は、前条にかかわらず決裁前であっても発注することができる。この場合、発注担当者が不在等でその任務を遂行することができない場合は、他の者が発注することができる。この場合、すみやかに第7条第2項の決裁を得るとともに、その理由および調達の内容等を発注担当者に説明し、了解を得なければならない。

(検収)

第12条 発注した物品の納品、検収については、調達等を担当した者以外の事務局職員が行うものとする。この場合、物品名、型、数量、メーカー等について第4条の調達依頼書と確認し、検収日と確認印を押印しなければならない。

(帳票類の保管)

第13条 事務局担当者は調達依頼に関する請求書、納品書、見積書を7年間保管しなければならない。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は平成26年5月30日から施行する。

この規定は令和2年5月22日改訂